

受講者各位

下関市食品衛生協会長

「食品衛生責任者養成講習会」の開催について

食品衛生法に基づく営業施設の営業者は、施設ごとに食品衛生責任者を設置することが義務づけられています。また、食の安全・安心に対する消費者の関心は高く、食品関係営業者には、食品衛生の大切さを十分認識することが強く求められています。

「食品衛生責任者」になることができるのは、次の資格がある方です。

- ① 食品衛生監視員、食品衛生管理者になることができる資格がある方
- ② 栄養士、管理栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、船舶料理士の資格がある方
- ③ 各都道府県等が実施する食品衛生責任者を養成する講習会で、所定の科目を修了された方
- ④ 前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると市長が認める者

上記①～④の資格をお持ちでない方は、下記、下関市食品衛生責任者の講習会及び取扱い要領に基づく講習会を受講することにより「食品衛生責任者」の資格を取得できます。受講を希望される場合は、別紙申込書にご記入のうえ、お申し込みください。

記

1. 講習会名 食品衛生責任者 養成講習会
2. 開催日時 令和8年12月1日（火） 9時45分～17時
3. 開催場所 下関商工会館 3階 第2研修室
4. 対象者
 - ・食品衛生法に基づく許可を受けている営業者または従事者
 - ・食品衛生法に基づく届出を提出している営業者または従事者
 - ・食品衛生責任者の資格を取得したい方(義務教育を修了していること)
5. 受講料 9,000円（下関市食品衛生協会員は4,000円）
※受講料は、講習会当日に窓口で受領いたします。
6. 締切日 令和8年11月24日（火） （定員80名程度）
7. 申込先 下関市食品衛生協会

次のいずれかの方法でお申し込みください。

- ・直接申込 下関市役所 西棟 3階 A5窓口（生活衛生課内）
- ・FAX 申込 FAX 番号：083-231-3335
必ず申込書の受領確認を電話でしてください。
- ・メール申込 受講申込書を下記アドレスに送信（写真可）
メールアドレス：s.shokuhin.k@iaa.itkeeper.ne.jp

8. 問合せ先 下関市食品衛生協会 TEL/FAX 083-231-3335

※ 駐車場は最寄りの有料駐車場をご利用ください。

と き 令和8年12月1日（火）

ところ 下関商工会館3階 第2研修室

食品衛生責任者養成講習会講習内容（時間割り）

時 間	講 習 内 容	講 師
9:45～	開講あいさつ	下関市食品衛生協会
9:50～10:20	公衆衛生学	講 師 若林 直 氏
10:20～11:20	食品表示法	講 師 若林 直 氏
11:20～11:50	DVD上映	下関市食品衛生協会
12:40～14:10	食品衛生学（食中毒）	保健所生活衛生課 食 品 衛 生 監 視 員
14:10～15:10	食品衛生学（衛生管理）	保健所生活衛生課 食 品 衛 生 監 視 員
15:10～16:40	食品衛生法	保健所生活衛生課 食 品 衛 生 監 視 員
16:40～16:50	確認テスト	保健所生活衛生課 食 品 衛 生 監 視 員
16:50～	閉講あいさつ	下関市食品衛生協会

講習会終了後、当会場にて修了証および責任者プレートを交付いたします。